



熊本県公報

号 外 第 7 号

平成 26 年 3 月 24 日 (月)

(毎 週 火・金 発 行)

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則…………… (文化企画課) 1
- 熊本県と畜場法施行細則及び熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (健康危機管理課) 2
- 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境立県推進課) 10
- 熊本県青少年問題協議会規則及び熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則…………… (くらしの安全推進課) 10
- くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則…………… (男女参画・協働推進課) 10
- 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則…………… (担い手・企業参入支援課) 11
- 熊本県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則…………… (森林整備課) 11
- 熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 11
- 登 載 依 頼
- 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 11
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 12

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年熊本県規則第 34 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「のほか、」の次に「平成 18 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間にあっては」を、「相当する額を」の次に「、同年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間にあっては当該額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)」を減じて得た額を」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間 4 分の 1
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間 4 分の 2
- (3) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間 4 分の 3

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 号

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立劇場条例施行規則 (昭和 57 年熊本県規則第 60 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、許可」を「、使用許可」に改める。

第 8 条中「許可」を「使用許可」に改める。

別表第 1 中「(単位円)」を「(円)」に改め、同表舞台設備の項中「1, 160」を「1, 190」に、「2, 310」を「2, 380」に、「2, 890」を「2, 970」に

に、「1, 730」を「1, 780」に、「580」を「600」に、「460」を「470」に、「230」を「240」に、「350」を「360」に、「180」を「190」に、「雪かご」を「雪籠」に、「17, 330」を「17, 830」に、「5, 780」を「5, 950」に、「3, 470」を「3, 570」に、「11, 550」を「11, 880」に、「6, 930」を「7, 130」に、「4, 620」を「4, 750」に、「4, 200」を「4, 320」に、「320」を「330」に、「演奏用いす」を「演奏用椅子」に、「コントラバス用いす」を「コントラバス用椅子」に改め、同表楽器の項中「9, 240」を「9, 500」に、「6, 930」を「7, 130」に、「4, 620」を「4, 750」に、「1, 730」を「1, 780」に改め、同表音響設備の項中「6, 930」を「7, 130」に、「3, 470」を「3, 570」に、「1, 730」を「1, 780」に、「1, 160」を「1, 190」に、「2, 310」を「2, 380」に、「920」を「950」に、「810」を「830」に、「530」を「550」に、「580」を「600」に、「320」を「330」に改め、同表照明設備の項中「4, 620」を「4, 750」に、「3, 470」を「3, 570」に、「2, 310」を「2, 380」に、「1, 160」を「1, 190」に、「580」を「600」に、「350」を「360」に、「230」を「240」に、「460」を「470」に、「180」を「190」に、「810」を「830」に、「320」を「330」に、「34, 650」を「35, 640」に、「23, 100」を「23, 760」に、「1, 1, 550」を「11, 880」に、「5, 200」を「5, 350」に、「6, 350」を「6, 530」に改め、同表その他の設備の項中「1, 160」を「1, 190」に、「230」を「240」に、「580」を「600」に、「350」を「360」に、「パイプいす」を「パイプ椅子」に、「11, 550」を「11, 880」に、「5, 780」を「5, 950」に改める。

別表第3中「3, 500円」を「3, 600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県と畜場法施行細則及び熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第3号

熊本県と畜場法施行細則及び熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(熊本県と畜場法施行細則の一部改正)

第1条 熊本県と畜場法施行細則(昭和29年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第14条」を「第14条第1項から第5項まで」に、「と畜場の所在地を管轄する熊本県保健所長」を「熊本県食肉衛生検査所長」に改め、同条第3項中「第14条」を「第14条第4項又は第5項」に改め、「検査に」の次に「係るものに」を加え、「と畜場の所在地を管轄する熊本県保健所長(当該所在地が菊池市及び合志市である場合にあつては、熊本県食肉衛生検査所長。以下「保健所長等」という。)」を「熊本県食肉衛生検査所長に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第14条第1項から第3項までの規定による検査に係る書類は、熊本県食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

第8条中「保健所長等」を「熊本県食肉衛生検査所長」に改める。

別記第5号様式の2から別記第5号様式の4までを次のように改める。

別記第 5 号様式の 2 (第 8 条関係)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所
氏名 印

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 1 号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及びその期間
- 3 1 日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の皮の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先

- 5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬の方法	落下及び紛失防止措置内容

- 6 持ち出された牛の皮を保存する者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

- 7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における 1 日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

- 8 その他

備考 申請者の氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格 A 4)

別記第 5 号様式の 3 (第 8 条関係)

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所
氏名 印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 2 号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及びその期間
- 3 1 日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先

- 5 運搬の方法及び牛の卵巣の紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運搬の方法	紛失防止措置内容

- 6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所、氏名及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

- 7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における 1 日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

- 8 その他

備考 申請者の氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 5 号様式の 4 (第 8 条関係)

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所
氏名 印

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 3 号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
- 3 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先並びに運搬方法

持出しを行う者の氏名	住所	連絡先	運搬方法

- 4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所、氏名及び連絡先

焼却者の氏名	焼却者の住所	焼却者の連絡先

- 5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

焼却者の氏名	焼却施設の名称	焼却施設の所在地	焼却施設の連絡先

- 6 その他

備考 申請者の氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格 A 4)

別記第 6 号様式その 1 を次のように改める。

別記第 6 号様式その 1 (第 9 条関係)

(表)

普通獣畜と畜検査申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所
氏名 印

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法第 1 4 条の規定による検査を受けたいので、次のとおり申請します。

とさつ及び解体をしようとする年月日		年 月 日		
合計 頭数	畜種	頭数	※ 検査手数料 (円)	
			単価	金額
	頭 計			
検査手数料	※			
合計 (円)				

備考

- 1 申請者欄の氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 年齢欄は、年齢が不明なときは、推定年齢を記入してください。
- 4 この申請書は、と畜場法第 1 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定によりとさつした獣畜以外の獣畜に係る場合について使用してください。

第 1 3 条 第 1 項 及 び 第 2 項 中 「熊 本 県 保 健 所 長」 の 次 に 「（年 間 処 理 羽 数 が 3 0 0, 0 0 0 を 超 え る 食 鳥 処 理 場 に 係 る も の に あ っ て は、熊 本 県 食 肉 衛 生 検 査 所 長）」 を 加 え、同 条 第 3 項 中 「食 鳥 処 理 場 の 所 在 地 を 管 轄 す る 熊 本 県 保 健 所 長（年 間 処 理 羽 数 が 3 0 0, 0 0 0 を 超 え、か つ、荒 尾 市、山 鹿 市 及 び 玉 名 郡 南 関 町 に 所 在 す る 食 鳥 処 理 場 に あ っ て は、熊 本 県 食 肉 衛 生 検 査 所 長）」 を 「熊 本 県 食 肉 衛 生 検 査 所 長」 に 改 め る。

別 記 第 3 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

別 記 第 3 号 様 式（第 4 条 関 係）

食 鳥 処 理 事 業 許 可 事 項 変 更 届	
年 月 日	
熊 本 県 知 事	様
熊 本 県	保 健 所 長 様
熊 本 県 食 肉 衛 生 検 査 所 長	様
届 出 者 住 所 氏 名	
〔 法 人 に あ っ て は、主 た る 事 務 所 の 所 在 地、名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕	
食 鳥 処 理 の 事 業 の 許 可 事 項 に つ い て 変 更 し た の で、食 鳥 処 理 の 事 業 の 規 制 及 び 食 鳥 検 査 に 関 す る 法 律 第 6 条 第 3 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 届 け 出 ます。	
食 鳥 処 理 場	名 称
	所 在 地
許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
備考 不 要 の 文 字 は、使 途 に 従 い 抹 消 し て く だ さ い。	
添 付 書 類 食 鳥 処 理 事 業 許 可 証	

（日 本 工 業 規 格 A 4）

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第8条関係）

食鳥検査申請書

年 月 日

熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者 住所
氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第6項に規定する食鳥検査を受けたいので、次のとおり申請します。

食鳥処理場	名 称			
	所 在 地			
食鳥をとさつしようとする年月日		年 月 日		
食鳥検査を受けようとする食鳥	種 類	品 種	羽 数	産 地

備考 申請者欄の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

（日本工業規格A4）

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県と畜場法施行細則又は熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県と畜場法施行細則又は熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則(平成22年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。
第5条第1号中「すべて」を「全て」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。
第16条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。
第17条第1号中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を定める告示」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」に、「1-2(4)」を「1の1-2の(4)」に改め、同条第2号中「3-2(4)」を「3の3-2の(4)」に改め、同条第3号中「7-2(4)」を「7の7-2の(4)」に改める。
第28条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同条第2号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県青少年問題協議会規則及び熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県青少年問題協議会規則及び熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
(熊本県青少年問題協議会規則の一部改正)
第1条 熊本県青少年問題協議会規則(昭和29年熊本県規則第10号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
熊本県青少年問題協議会設置条例施行規則
第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。
第2条の見出しを「(協議会の会議の招集)」に改め、同条中「(という。)」の次に「の会議」を加え、「総数の」を削り、「の請求」を「から請求」に改める。
第3条の見出しを「(協議会の議事)」に改め、同条第1項中「総数の」を削り、「の出席がなければ」を「が出席しなければ」に、「議事」を「会議」に、「議決をする」を「議決する」に改め、同条第2項中「議事」を「協議会の議事」に、「出席委員」を「出席した委員」に、「議長」を「会長」に改める。
第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
(部会)
第4条 協議会の部会(以下「部会」という。)の会議は、部会長が招集する。
2 前条の規定は、部会の議事について準用する。
3 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
(熊本県少年保護育成条例施行規則の一部改正)
第2条 熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和46年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。
第9条から第15条までを削る。
別記第10号様式を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則
くまもと県民交流館条例施行規則(平成14年熊本県規則第5号)の一部を次のように改正する。
別表第1映像設備の項中「2,630円」を「2,700円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「1,160円」を「1,190円」に、「230円」を「240円」に改める。

円」に、「1, 580円」を「1, 620円」に、「1, 890円」を「1, 940円」に改め、同表音楽設備の項中「1, 050円」を「1, 080円」に、「530円」を「540円」に改め、同表その他の項中「210円」を「220円」に改め、同表備考中「額」の次に「(コインロッカー及び団体専用ロッカーの使用料の額を除く。)」を加え、「。ただし、コインロッカー及び団体専用ロッカーはこの限りでない」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立農業大学校規則(昭和58年熊本県規則第1号)の一部を次のように改正する。
第4条第5項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

熊本県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則
熊本県林業種苗法施行細則(昭和46年熊本県規則第49号)の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

第2条 削除

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則
熊本県収入証紙規則(昭和39年熊本県規則第19号)の一部を次のように改正する。
第18条中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

別記第9号様式中 「 $\frac{3.15}{100}$ 」 を 「 $\frac{3.24}{100}$ 」

別記第11号様式中「0.9685」を「0.9676」に、「法人の口座」を「、法人の口座」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の別記第9号様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

登載依頼

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月24日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第5号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項中「その差額に相当する額」を「平成18年4月1日から平成26年3月31日までの期間にあってはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)を、同年4月1日から平成29年3月31日ま

での期間にあつては差額相当額から当該額に別表左欄に掲げる期間の区分に応じて同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を減じて得た額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	4分の1
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4分の2
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	4分の3

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「当該職員が、大学等における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業」に改める。

第20条第1項中「当該職員が、当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内においてさかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。